

【5-2】

建築・都市計画からみた大都市で増えつつある納骨堂のあり方に関する研究

納骨堂
地域住民嫌悪施設
寺子屋

法的規制

正会員
正会員
会員外○ 辻井 麻衣子 *
木多 彩子 **
川野 綾美 ***

1. 研究の背景と目的

近年、人口減少が進む地方では“墓じまい”が増えており、都市部では“納骨堂”の建設が増えている。こうした動向の背景には、都市部に住む団塊の世代を中心に「故郷の墓の維持管理が負担」などの理由から改葬^{注1)}し都市部の納骨堂を選ぶ傾向が高まっていることが想定される。しかし納骨堂の建設に関する法的な規制は曖昧であるため、地域住民とトラブルになっている地域も散見される。本研究は、現在、大阪市淀川区西中島に建設予定の納骨堂をめぐる起きている訴訟事件を起因に、近年、増加傾向にある納骨堂と地域環境との関係を整理し、都市部における納骨堂のあり方を考察する。

2. 近年の納骨堂の傾向と印象

納骨堂の需要に関係性があると推察される全国の改葬数の傾向を把握する。表1に全国における改葬数の上位3位を示す^{注2)}。東京都は18年間を通してランクインしている。東京に隣接する千葉県や首都圏に近い静岡県もランクインしていることが多い一方で、北海道や鹿児島県などの地方の地域もランクインしている。これについて、東京都や千葉県などの首都圏では母集団である人口が多いことが一因とも考えられる。対して首都圏に比べ人口が少ない北海道や鹿児島県は“墓じまい”や、地方から身寄りのある地域や都市部の納骨堂へと改葬が行われていると考えられる。図1に東京都と大阪市を事例に納骨堂数の20年間の推移を示す^{注2)}。納骨堂数について、東京都は250施設（1996年度）から405施設（2016年度）で約1.62倍の増加、大阪市は78施設から130施設で約1.67倍の増加と同様の傾向を示している。このことから、近年増加している都市部への改葬により墓不足が生じ納骨堂の建設が盛んになっている可能性と、さらに今後も増加することが予測される。

市民の納骨堂に対する印象を把握するため、近くにあると感じにくい（嫌悪施設）ランキング^{注3)}を表2に示す。第2位火葬場、第5位納骨堂と“人の死”に関係する用途があげられている。どちらも迷惑だと感じる理由を「気味が悪い」としている。これは1・4・6位にランクインしているギャンブルに関する用途の理由にみられる「人」に作用されているのではなく、納骨堂の「雰囲気」

表1 全国における改葬数の上位3位

	1位	(件)	2位	(件)	3位	(件)
1997	千葉	6818	東京	6412	静岡	4614
1998	東京	6839	千葉	6054	北海道	5101
1999	東京	5521	千葉	5075	静岡	4291
2000	東京	5828	静岡	5810	千葉	4268
2001	東京	5397	静岡	4197	北海道	3965
2002	東京	5647	北海道	4734	静岡	3736
2003	東京	5136	静岡	5092	北海道	4811
2010	福岡	6317	東京	6095	鹿児島	4980
2011	鹿児島	6399	福岡	6309	東京	6049
2012	東京	6926	千葉	6301	鹿児島	5027
2013	東京	8893	千葉	5872	北海道	5130
2014	東京	7573	北海道	5497	千葉	4847
2015	東京	8624	北海道	6840	鹿児島	4812
2016	東京	7756	鹿児島	7042	北海道	6174

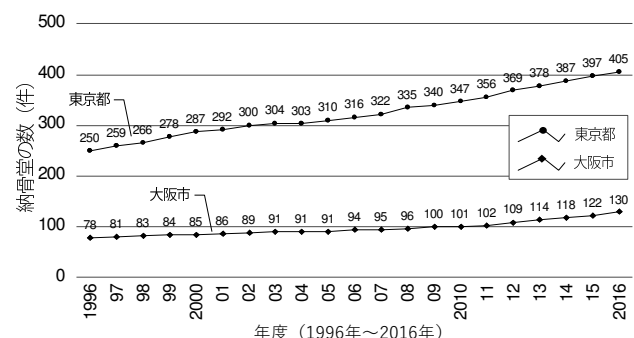


図1 納骨堂の推移（東京都と大阪市の場合）

表2 近くにあると感じにくいランキング（2011年）

順位	用途	迷惑と感じる理由	順位	用途	迷惑と感じる理由
1	車券・舟券売り場	治安が悪くなる	4	場外馬券売り場	治安が悪くなる
2	火葬場	気味が悪い	5	納骨堂	気味が悪い
3	ラブホテル	治安が悪くなる	6	パチンコ店	騒音が気になる

気] や [死のイメージ] などの「先入観」に作用されていると考察される。

3. 調査対象と調査方法

調査対象は東京23区（67件）、大阪市（10件）、大阪府（8件）^{注4)}とする。調査方法は、表3に示す調査シートを独自に作成しこれに沿って行う。調査内容は、基本情報（施設名、開園年、住所、公共交通機関からの所要時間、用途地域、規模、所要室など）のほか、運営母体、周辺環境（google map のストリートビューを使用）、隣接建物の状況などとした。また、現地調査と納骨堂の

設計経験のある建築家へのヒアリング調査を行った。

4. 納骨堂の類似施設をとりまく法的規制

納骨堂を建築する際の制限は、建築基準法上の用途として「寺院（宗教施設）」、あるいは「墓地埋葬法の許可を受けた倉庫業」もしくは「倉庫業を営まない倉庫」（以下、倉庫）に分類される。表4に用途制限における建築の可否を示す。「寺院」である場合は用途地域の建築制限はなくすべての用途地域で建築可能であり、「倉庫」である場合は一定規模以内であれば一部の住居系地域でも建築可能となっている。

東京都では調布市など一部の地域では、納骨堂の建築に関する条例を定めている場合もある。しかし大阪府ではパチンコ店など嫌悪施設の建築に関する条例は存在するが、納骨堂に対しては定められていない。大阪市においても同様に定められていない。この理由の一つとして、納骨堂の運営母体との関係がうかがえる。図2は納骨堂の運営母体の割合を示しているが、東京都では寺院76.1%（51件）、民営22.4%（15件）、公営1.5%（1件）となっていることに對し、大阪府と市では全数（18件）が寺院となっている。

図3に納骨堂の所在地を用途地域の系列で比較したものを示す。住居系は東京23区62.7%（42件）、大阪市70%（7件）、大阪府50%（4件）となっており、住居系地域に最も多く位置していることがわかる。

5. 納骨堂の実態と周辺環境

本章では、公共交通機関からの所要時間、所要室、規模（階数）、隣接する建物について分析する。

5-1. 公共交通機関からの所要時間

図4は納骨堂の最寄りの公共交通機関からの所要時間を示す。5分以内では東京23区66%（44件）、大阪市50%（5件）、大阪府50%（4件）となっており、全ての地域で50%以上が5分以内の場所に位置している。11～20分以内では東京23区4%（3件）、大阪市20%（2件）、大阪府13%（1件）となっており、大阪府と市の割合が多くなっている。

このことから、東京23区では都市部の交通の利便性の良い場所に位置し、大阪府では納骨堂の所在地が市街化調整区域で25%を占めていたことから、郊外の自然の多い場所などに設けられている傾向が読み取れる。

5-2. 設置施設による分析

図5に納骨堂の所要室を比較したグラフを示す。東京23区と大阪市、大阪府の違いで最も顕著なものは食堂である。設置状況は東京23区45%（30件）、大阪市10%（1件）、大阪府では未設置となっている。そのほか来訪者がより過ごしやすくなるといえる売店や休憩所も東京23区で高い割合となっている。また東京都にある納

表3 調査シート（一部分）

NO. 1	施設名	泰聖寺釈迦納骨堂			
開園年	2017年	住所	大阪府大阪市 天王寺区下寺町 2丁目4-10		
用途地域	第二種住居地域	交通	地下鉄谷町線「四天王寺夕陽丘駅」 より徒歩 5 分		
敷地面積	-	駐車場	あり		
霊園区分	寺院	ストリートビュー（周辺環境）	 		
階数	2階				
設置施設	管理棟	備考	隣接 建物	合計	5棟
バリアフリー	なし			集合住宅	20%
最大収骨数/墓	4霊位			戸建住宅	20%
永代使用料	1,500,000円			その他	60%
年間維持費	なし				
期限の有無	33年				
永代供養墓	あり				
宗教・宗派	宗教不問				
生前の申込	可				
檀家義務	なし				
外観		内観			
					
URL		https://okotsu.jp/			

表4 用途制限における建築の可否

	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
寺院とする場合	○	○	○	○	○	○
倉庫とする場合	×	×	×	○ 1500㎡以下	○ 3000㎡以下	○

※「墓地埋葬法の許可を受けた倉庫業」もしくは「倉庫業を営まない倉庫」

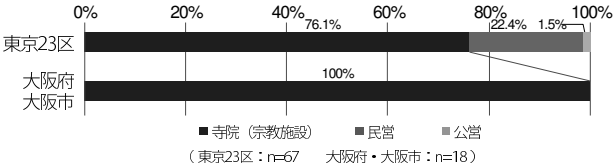


図2 納骨堂の運営母体

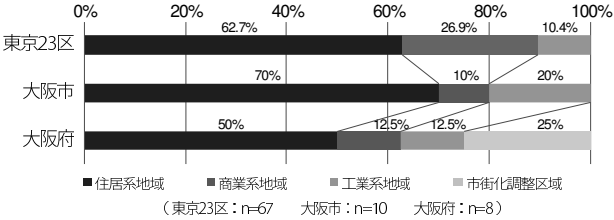


図3 納骨堂が位置している用途地域の系列

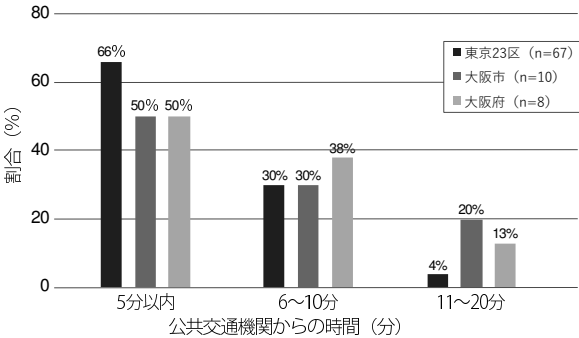


図4 公共交通機関からの所要時間

骨堂にはパウダールームや授乳室などが設置され、幅広い年齢層の来訪者への配慮がされているものも確認された。

5-3. 規模（階数）による分析

近年の納骨堂の規模の傾向を把握するために、東京23区を対象に、階数として計上した51件^{注5)}と、このうち2013年以降に開園した18件を抽出し比較したグラフを図6に示す。違いが顕著な階数のうち、1階建てでは総数27%（14件）、2013年以降6%（1件）、6階建ては総数12%（6件）、2013年以降28%（5件）となっている。またグラフから2013年以降に開園した納骨堂は4・5・6階建ての中層建物の割合が高くなっていることがわかる。

これは都市部で新しく納骨堂を建築する際、建物を高層化し少ない敷地面積でも収骨数を増やすことで収益につなげているとともに、都市部での墓不足の解消にもつながっているといえる。

5-4. 隣接する建物による分析

続いて、納骨堂に隣接する建物の実態を把握するため、東京23区を対象に、納骨堂の隣接建物全棟を100%とし集合住宅、戸建住宅、その他の用途（集合住宅と戸建住宅以外）に分類し割合を求め、用途地域別にグラフにしたものを図7に示す。住居系地域であっても納骨堂に隣接している建物が100%戸建住宅であるという場合は1件のみである。しかし61～99%の軸をみると、集合住宅やその他の建物に比べ、戸建住宅（11件）が多く占めている。

6. 現地調査とヒアリングに基づいた考察

6-1. 現地調査による考察

調査シートによる調査を行ったなかで特に注目した4件と、ヒアリング調査を行った建築家の竹原義二氏が設計した名古屋市にある納骨堂1件の計5施設の現地調査を行った。表5はその概要を示す。

お墓を収骨する以外に地域の核となるような活動をしている納骨堂が調査シートからも多く確認された。表5には取り組みの一部を示しているが、具体的な事例として「一心寺」ではカフェや劇場ホール、貸スペースなど市民が気軽に使用できるような施設が充実していた。

「瑠璃光院百蓮華堂」ではお茶会や演奏会、七夕のイベントなど老若男女問わず楽しめる催しが行われ、檀家だけでなくだれでも気軽に訪れることができるような取り組みが行われていた。

つぎに、納骨堂の意匠について「瑞光廟無上殿（設計：竹原義二）や「新宿瑠璃光院百蓮華（設計：竹山聖）」にみられるような、建築家が設計し洗練された意匠の納骨堂が近年増加していることが調査シートの建設年度などからも確認された。事例として新宿瑠璃光院百

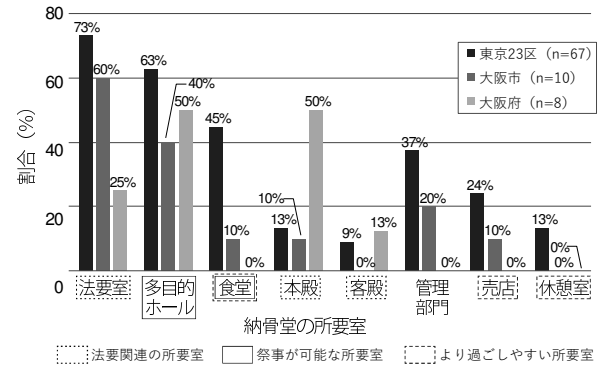


図5 納骨堂の所要室

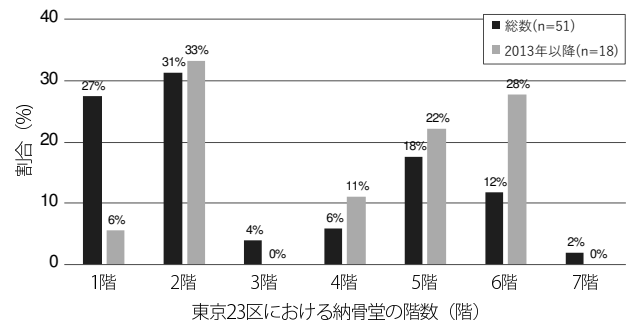


図6 納骨堂の階数（東京23区）

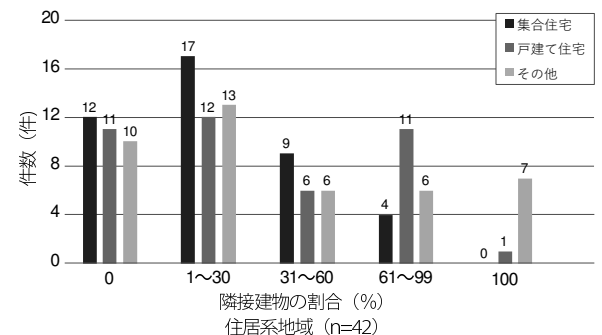


図7 住居系地域の隣接建物の割合（東京23区）

表5 現地調査の対象物件と取り組み

名称	所在地	区分	地域に対する取り組み
1 一心寺	大阪市天王寺区	寺院	柔道教室、ヨガ練習会、アートイベント、貸劇場（一心寺シアター併設）
2 龍元山正岸院海泉寺	大阪市浪速区	寺院	—
3 梅旧院光明殿	大阪市浪速区	寺院	カルチャースクール、ゆるキャラの制作、イベントに出展
4 新宿瑠璃光院百蓮華堂	東京都渋谷区	寺院	コンサート、坐禅と薬膳粥の会、七夕のイベント
5 瑞光廟無上殿	名古屋市名東区	寺院	カイトプロクターによる「健康体操」終活セミナー、貸ホール

※2019年3月15日現在

蓮華ではホームページにて設計者である竹山聖氏の紹介とともに施設が紹介されている。これらにより、近年では納骨堂の設計を建築家に依頼し、意匠性に力をいれている納骨堂が増えてきていることがわかった。

6-2. 建築家：竹原義二氏へのヒアリング調査

瑞光廟無上殿を設計した竹原義二氏へヒアリング調査を行った^{注6)}。竹原氏は納骨堂について、“汚い場所でもない、遺体を安置している場所でもない、異臭を放つわけでもない、騒音をたてるわけでもない。納骨堂の存

在を気持ち悪いと思うかどうか。マンションや民泊のほ
うが、騒音などで地域住民に迷惑をかけている場合が多
い。”と言及している。その対策のひとつとして納骨堂
の意匠性をあげている。“都会は墓不足であるが、土地
があったとしても土地代は高い。そのためビル型の納骨
堂が増えてきていることが社会問題である。”とし、納
骨堂の意匠が地域住民への理解の有無につながる可能性
を示唆している。これについて “美術館のようにする
と（お金をかけると）それなりの価値が出てくる。もち
ろん反対もされるがパースをみせ、必要性を説明するこ
とで、だいたいの住民は納得してくれる。”と、これま
での経験に基づいた見解を示している。

7. 本稿のまとめと考察

近年、増加傾向にある納骨堂と地域環境との関係を明
らかにし、都市部における納骨堂のあり方を考察するこ
とを目的とし調査分析を行った。以下に、本研究で得ら
れた知見を述べる。

- 1) 納骨堂は、近年、建築が盛んとなっており、さらに
今後も増加していく可能性が予測された。納骨堂の印象
として、「気味が悪い」とし嫌悪施設とされることがわ
かった。この理由は「雰囲気」や「死のイメージ」など
の「先入観」に作用されていると考察される。また、納
骨堂を設計した経験のある建築家へのヒアリングにより、
納骨堂の意匠が地域住民への理解の有無につながる可能
性が示唆されたことから、建物の外観などの意匠性、
納骨堂の価値を高めることで、納骨堂のイメージ改善に
つながると考えられる。
- 2) 改葬と納骨堂の数、所要室の傾向から納骨堂の文化
が普及しているといえる東京都の一部の地域では、納骨
堂の建築に関する条例を定めている。しかし大阪府と市
では定められていない。このことから、納骨堂の建築に
対する条例などの法整備を行うことで、地域住民とのト
ラブルの元が軽減されると考えられる。
- 3) 納骨堂の所在地について東京 23 区では都市部で交通
の利便性の良い場所に位置し、大阪府では郊外の自然の
多い場所などに位置される傾向が読み取れた。所要室に
ついて、東京 23 区では食堂や売店、授乳室など幅広い
年齢層への配慮がされている傾向があった。このことか
ら、来訪者が快適で過ごしやすい設備を備え、地域住民
にもひらかれた施設づくりを目指すことが提案される。
- 4) 納骨堂と地域住民とのかかわりの事例として、カフ
ェや劇場ホールなどが併設されているもの、お茶会など
カルチャースクールを開催している納骨堂が散見された。
納骨堂の運営母体は寺院であることが多い。そこで、江

戸時代にあった寺子屋のような存在となり、カルチャー
センターや集会など地域にひらかれた、地域の核となる
ような場所とすることで、地域と共存でき、よりよい関
係性を保つことが可能であると考ええる。

注

- 1) 改葬とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋
蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨
堂に移すことをいう（墓地、埋葬等に関する法律、
第二条 3）
- 2) 厚生労働省「衛生行政報告例」による。なお 2010 年
の宮城県のデータは東日本大震災の影響により不明
となっている。
- 3) 建物用途規制の性能基準に関する研究、国土交通省
国土技術政策総合研究所のデータによる。
- 4) 株式会社鎌倉新書が運営している Web サイト「いい
お墓」で検索した。（2018 年 6 月 4 日現在）
- 5) 納骨堂の階数を算出する際、屋外に設置されたもの
など建物の階数として確認されないものは除外した。
- 6) ヒアリングは 2018 年 11 月 1 日、摂南大学理工学部
建築学科、竹原教授室にて行った。

参考文献

- (1) 横田睦，八木澤壮一，吉村彰，首都圏大都市におけ
る市営納骨堂について：葬祭施設の建築計画に関する
研究—その 74，日本建築学会大会学術講演梗概集，
(1989)，pp.377-378
- (2) 武田至，積田洋，都内にみる納骨堂の形態と求めら
れる要件について，日本建築学会大会学術講演梗概
集，(2009)，pp.489-490
- (3) 藤波勇次マルコム，小林恵吾，渡辺仁史，現代都市
における墓所の形態変化と社会位置づけの変遷—東
京都区部に立地する納骨堂の実態調査—，日本建築
学会大会学術講演梗概集，(2016)，pp.1-2

* 摂南大学大学院 理工学研究科 博士後期課程 修士（美術）

** 摂南大学 理工学部建築学科 教授・博士（工学）

*** セキスイハイム東四国株式会社

Graduate Student, Dept of Arch. Faculty of Science and Eng. Setsunan Univ., M.FA.
Prof., Dept of Arch. Faculty of Science and Eng. Setsunan Univ., Dr.Eng.
Sekisuiheim Higashi-shikoku Co.,Ltd.